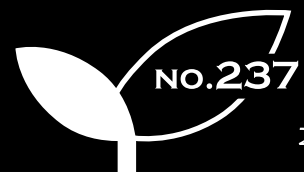


# アグリビジネス 経営塾



2005.2.17

新・金融講座 ⑬

## 農林公庫の無担保・無保証貸付制度の改善と事業再生支援制度の創設について

農林漁業金融公庫 融資第1部 農業第2課長  
西嶋 勝之

農林公庫の融資制度については、毎年度ご融資先のご意見やご意向等を踏まえながら見直しております。平成17年度より、法人協会会員の皆様方からもご要望がありましたスーパーL資金の無担保・無保証貸付制度の改善（融資限度額のアップ）が行われることとなりました。また、昨今、全国の各地域で問題となっている耕作放棄地や経営不振農場など農業経営資源の再生を支援する仕組みも平成17年度にスタートすることになりましたので、その概要をご紹介します。

### 円滑化貸付の融資限度額の引上げ

認定農業者向けのスーパーL資金については、借入希望者の経営状況を評価して、一定限度額まで無担保・無保証でご融資する「円滑化貸付制度」というものがあります。

同制度の融資限度額は平成13年度に引き上げられましたが、最近の経営規模の拡大傾向に伴う増加運転資金のニーズや、担保不足に対応するため、平成17年度より以下のように大幅に改善されることになりました。

＜円滑化貸付の融資限度額＞		
	（現行）	（改定後）
個人	5百万円	→ 10百万円
法人	最高30百万円	→ 50百万円

（注）法人については、売上げ規模により融資限度額が設定されています。最高限度額は売上高1億円以上の場合です。

### ○主な要件

個人経営の場合は、現行要件との変更点は、3期通算黒字と税理士等による経営診断が追加されたことです。一方、法人経営の場合は、現行要件どおりで、変更はありません。

#### ①個人経営の場合

- ・過去3期の通算農業所得が黒字
- ・担い手育成総合支援協議会の経営診断等を受けること

#### ②法人経営の場合

- ・過去3期の通算当期利益が黒字
- ・(社)日本農業法人協会の経営診断を受けること
- ・今後5年間の資本増強計画を作成

### ○資金の使いみち

担保不足時の設備資金や、事業拡大時の増加運転資金、家畜購入資金など長期運転資金として利用できます。

\*\*\*

具体的にご融資の条件、借入れの手続きなどは最寄りの公庫支店にお問い合わせください。

## 事業再生の支援スキーム

事業再生の支援スキームとは、経営が困難になっている農業者について、その所有する農地や農業施設等の優良な経営資源が有効に活用されるよう、地元関係者が当該農業者の再生、あるいは第三者への承継に向けた支援を行うものです。

### ○仕組み

#### ①農業再生委員会の設置

都道府県段階に行政、農協系統、金融機関、弁護士、公認会計士等からなる農業再生委員会が設置され、これらの関係者で経営継続が困難となった農業者の再生、あるいは第三者への承継に向けた具体的な支援内容を検討します。

#### ②ご支援の内容

##### (1) 経営資源を承継する農業者への支援

農業再生委員会で現経営の再生が困難と合意され、その経営資源を第三者に承継する場合には、その受け皿となる農業者に対し、公庫、農協系統等が組成する「農業再生ファンド」からの出資を受けることができます。このほか、公庫のスーパーL資金の融資について担保徴求の弾力化を図るなど、農地や施設などの優良経営資源の円滑な承継を支援します。

##### (2) 再生可能な農業者への支援

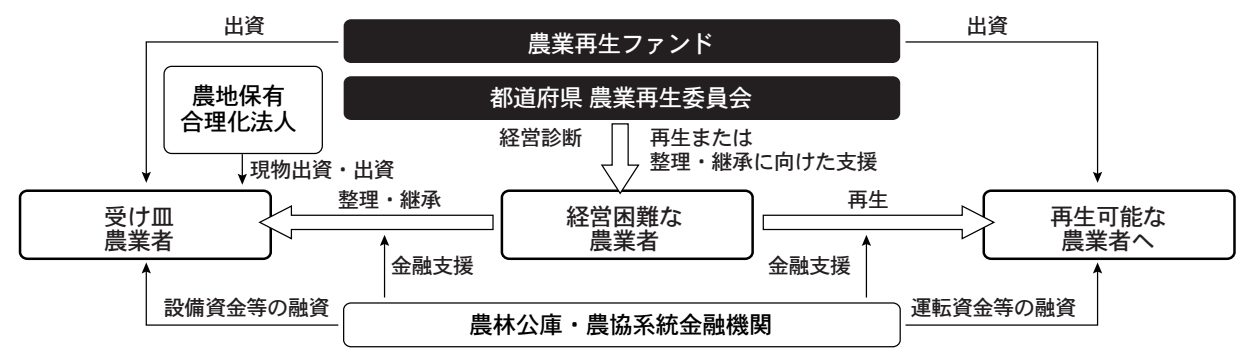
農業再生委員会で現経営の再生が可能と合意された場合には、当該経営に対して、農業再生ファンドの出資のほか、民間金融機関と公庫（DIP資金※）との協調融資による運転資金等の融通を受けることができます。

※民事再生法または私的整理に関するガイドラインに沿った再生計画中の融資。

\*\*\*

なお、上記支援スキームの具体的な内容、手続きについては目下、国において検討されていますので、本年4月以降法人協会会員の皆様にも具体的な制度のご紹介ができる見込みです。

### 事業再生支援スキームの概要



総会ご欠席の方は「委任状」をお送りください！

来る3月10日に開催する「第12回総会」には、会員の皆様の半数以上の出席（委任状でも可）が必要となります。ご欠席を予定されている会員の方は、お手数ですが、先般お送りしている委任状に署名・捺印の上、事務局までご返信ください（FAX可）。なお、委任状の再送を希望される方、お問い合わせ等につきましては、担当：岸本までお願いいたします。

### 農林漁業金融公庫が農林漁業者の海外展開を支援

農林漁業金融公庫では新たに、農林漁業者が自らの経営改善や国内農林漁業の振興のために海外において国産農産物の販売等を行う場合に必要となる資金を、現在の資金制度において融資することができるようになりました。

融資例：

- ①国産農産物を一部海外で販売するような場合、海外の販売店との提携に必要な保証金や商標権の取得等のための費用
- ②国産農産物を一部海外へ輸送し、加工・販売するための施設を整備するための費用—など

詳しくは、お近くの農林漁業金融公庫支店までお問い合わせ下さい。

「アグリビジネス経営塾」237号  
2005年2月17日発行

発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001 H.A.G  
The Agriculture Group

Tel : 03-5156-0365 Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
HP : http://www.hojin.or.jp/